

判決年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10107号		
○ 考案の名称を「管の表面に被覆した保温材を保護するエルボカバー」とする考案について先願発明との実質的同一性を認めて実用新案登録を無効とした審決を，周知技術の適用に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 実用新案法3条の2

被告は，原告が実用新案権者である考案の名称を「管の表面に被覆した保温材を保護するエルボカバー」（実用新案登録第3138583号）とする実用新案登録の無効審判請求をした（無効2012-400003号）。

本件考案は，2つの端部を連結して管に被覆するエルボカバーの差込側部分が，先端へ向かって第1，第2，第3の部分に3つ折りされ，①第2と第3の部分が全域にわたって一定幅で，かつ，いずれも第1の部分よりも幅が狭くなっていた。一方，引用例である先願発明（特願2006-275665号）のエルボカバーも差込部分が3つ折りされていたが，第1の部分から第3の部分にかけて漸次幅が狭くなっており，結果，②第2の部分から第3の部分にかけて幅が漸次狭くなっており，かつ，いずれも第1の部分よりも幅が狭くなっていた。

審決は，上記①②を本件考案と先願発明との一応の相違点とした上で，エルボの差込側部分を3つ折りし，第1の部分から第3の部分にかけての全域にわたって一定の横幅とするエルボカバーを開示する実願平2-107659号（実開平4-64692号）のマイクロフィルム（甲5刊行物）から，結合部を一定の横幅とすることは周知技術と認め，さらに，本件考案の第2と第3の部分の横幅を一定のものとするものの技術的意義が不明で有利な効果を奏するともいえないとして，上記相違点は設計上の微差にすぎず実質的な相違点ではないとした。その結果，本件考案と先願発明との間に実質的同一性を認めた。

本判決は，甲5刊行物から審決のいう周知技術自体の存在は認めたものの，この周知技術は，差込側部分をすべて同一の横幅で一定とするという点にとどまり，差込側部分の幅を部分ごとに変えることには及んでいないから，この周知技術が第2と第3の部分の幅だけを同一幅とし，かつ，いずれも第1の部分よりも幅を狭くすることにまで及ぶものではないとし，先願発明にこの周知技術を適用しても本件考案にならないとした。その結果，本判決は，相違点判断に関する審決の判断過程に誤りがあるとして，審決を取り消した。